

金属類売払い（単価契約）仕様書

1 業務の内容及び目的

安城市リサイクルプラザにおいてプレス、あるいは破砕処理した後に発生する金属類について、買受者はこれをリサイクル利用する。

2 金属類の種類及び規格

- ① アルミ缶のプレス品 大きさ 5 6 cm×4 3 cm×1 7 cm
- ② スチール缶のプレス品 大きさ 5 6 cm×4 3 cm×1 8 . 5 cm
- ③ 破砕処理したアルミ
- ④ 破砕処理したスチール
- ⑤ スプリング・ハンガー
- ⑥ コード
- ⑦ 鉄屑

3 契約価格

契約価格は、アルミ缶のプレス品、スチール缶のプレス品、破砕処理したアルミ、破砕処理したスチール、スプリング・ハンガー、コード、鉄屑それぞれのトン当たりの単価とする。

4 引取り及び請求方法

- (1) 各金属類の引渡しは安城市リサイクルプラザ（安城市赤松町乙菊18番地）においてリサイクルプラザの職員立会の下で引渡すので、引取車両を買受者が用意し、各金属類を引き取ること。
- (2) 破砕処理したアルミ、破砕処理したスチールについて、車両への積込作業は売渡者がホッパから車の荷台へ落下させる。1回の引渡し量は通常2～4 t程度だが、まれに6 tを超えることもあるので、買受者は1回で7 t以上積載可能な車両で引取りを行うこと。また、引取りの際に、リサイクルプラザの職員により発火、粉塵飛散を防ぐために散水を行うものとし、引取り後は、これらに配慮し運搬するものとする。
- (3) アルミ缶のプレス品、スチール缶のプレス品について、車両への積込作業は買受者が行うものとし、積込作業にフォークリフトが必要な場合は、売渡者所有のフォークリフトを使用できる。
- (4) スプリング・ハンガー、鉄屑について、4 tコンテナに入れたまま引渡すので、買受者は4 tフックロール車を用いてコンテナごと引取ること。ただし、車両への積込作業は買受者が行うこと。コンテナは引渡し日のうちに買受者が安城市リサイクルプラザに返却すること。
- (5) コードについて、買受者は引渡し物を入れるための金属製の同じ重量の容器を、予

備を含めて6つ用意し、売渡者に無償で貸与すること。容器の寸法は、概ね高さ×幅×奥行き：70×120×90（cm）とし、フォークリフトで安全に運搬可能な構造であること。売渡者は引渡し物を金属製の容器に入れたまま引渡すが、金属製の容器は引渡し日のうちに買受者が売渡者に再び貸与すること。

また、車両への積込作業は買受者が行うものとし、積込作業にフォークリフトが必要な場合は、売渡者所有のフォークリフトを使用できる。

(6) 請求に関して、全種全量リサイクルプラザに備わった計量器にて計量を行うものとし、その重量と契約価格を基に計算された1か月分の各金属類の引取合計金額を毎月買受者に請求する。

(7) 買受者は1か月分の引受量をまとめたものを翌月10日までに安城市に報告すること。

5 引取り経費

引取りに係る経費は、買受者の負担とする。

6 金属類の引取数量実績（平成30年4月～平成30年7月期実績）

①	アルミ缶のプレス品	14回（65.04 t）
②	スチール缶のプレス品	8回（65.31 t）
③	破砕処理したアルミ	5回（10.71 t）
④	破砕処理したスチール	91回（231.55 t）
⑤	スプリング・ハンガー	22回（16.25 t）
⑥	コード	7回（5.19 t）
⑦	鉄屑	4回（9.39 t）

7 金属類の取引数量の見込み

①	アルミ缶のプレス品	15 t／月・・・A
②	スチール缶のプレス品	16 t／月・・・B
③	破砕処理したアルミ	2.5 t／月・・・C
④	破砕処理したスチール	57 t／月・・・D
⑤	スプリング・ハンガー	4 t／月・・・E
⑥	コード	1.2 t／月・・・F
⑦	鉄屑	2.3 t／月・・・G

※数量は見込数量であり、引渡しを保証するものではありません。

8 落札者の決定

落札の決定は、次の算式により求められた引取額の合計が最も大きなものとし、各種類ごとに示された単価で契約する。なお、入札は別紙入札書に従い税抜きの総額及び単価を記入すること。

アルミ缶のプレス品の単価×A t
+スチール缶のプレス品の単価×B t
+破砕処理したアルミの単価×C t
+破砕処理したスチールの単価×D t
+スプリング・ハンガーの単価×E t
+コードの単価×F t
+鉄屑の単価×G t

※A、B、C、D、E、F、Gは前項の見込数量をいう。

9 物品引取日の指定

物品引渡し日及び時間は、売渡者の指定する日とし、引渡し日の指定は売渡者が前日までに行う。物品引渡し日の指定は祝日を含めてほぼ毎日あり、午前8時30分の指定や、1日に複数回の指定を行うこともある。

10 履行期間

履行期間は、平成31年4月1日から平成31年7月31日までとする。なお、改元日以後の元号は新元号に、元号に続く年数は新元号に対応する年数に読み替えるものとする。